

水門航行申請書(別紙)

初めて利用する船の場合は、メールでの申請時に船の画像も送付してください
FAXでの申請時はこの別紙も合わせて送信してください
黄色塗り以外への入力は不要です

入航する日に○をつけてください（「×」は航行不可日の為、航行できません。）																															メモ
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

- 1) 水門を航行できる船舶の最高限度は以下の通りです。

東横堀川水門	長さ	44m	幅	21.6m	有効高さ	3.9m	吃	1.3m
道頓堀川水門	長さ	44m	幅	8.6m	有効高さ	8.2m	吃	1.6m
- 2) 水門の航行は、東横堀川水門・道頓堀川水門とも9時から22時まで。
- 3) 航行申込みは、航行日の3日前の17時までに本様式に必要な事項を記入し、東横堀川水門までメールまたはFAXにて送付してください。

(東横堀川水門) 住所	大阪市中央区高麗橋1丁目2-5	メールアドレス	suimon-osaka@city.osaka.lg.jp
TEL	06-6203-9268	FAX	06-6203-9027
- 4) 申込内容の変更及び当日の時間変更、キャンセルについては必ず事前に東横堀川水門へ連絡してください。
- 5) 工事で使用する場合は、航行目的欄に工事名・発注者名・河川名等を記入してください。
- 6) イベント等で使用する場合は、航行目的欄にイベント名・主催者名等を記入してください。
- 7) 水門航行時は騒音等の迷惑行為はしないでください。
- 8) 水辺整備工事や水門施設の保守点検等で航行出来ない場合があります。申請前に必ず大阪市ホームページ 建設局河川の手続きを確認してください。
- 9) 道頓堀川水門の制水門は航行できません。また水上バイク等は航行できません。
- 10) 高潮・津波の注意報・警報が発令されている時、東横堀川水門・道頓堀川水門とも開閉運転はしません。

当日の河川の状況ならびに気象に関する注意報・警報が発令されている場合、**またはその他の事象により**、航行を直前にお断りする場合がありますので水門職員の指示に従ってください。